

議第 42 号

下呂市家畜診療等手数料条例について

下呂市家畜診療等手数料条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

飛騨農業共済事務組合に設置されていた家畜診療所が閉鎖されるに伴い、今後は市が家畜診療業務や家畜伝染病に対する予防業務を継続して行うため、家畜診療等手数料の徴収等について必要な事項を定めるため、当該条例を制定するもの。

下呂市家畜診療等手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、市が行う家畜の診療等手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手数料の徴収)

第2条 市の獣医師により家畜の診療及びその他の行為を受けた者については、この条例が定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第140条に規定する家畜共済の疾病傷害共済に加入している家畜（以下「加入家畜」という。）の共済事故対象の診療 農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という。）第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じ、て農林水産大臣が定める点数等（平成30年農林水産省告示第2154号）により算出した額から法第145条第2項に規定する疾病障害共済に係る共済金支給額を除いた額
 - (2) 法第140条に規定する家畜共済の疾病傷害共済に加入していない家畜（以下「非加入家畜」という。）の共済事故対象の診療 規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等により算出した額
 - (3) 加入家畜及び非加入家畜の別にかかわらず共済事故対象外の診療 別表に定める額
- (手数料の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1号の規定は、法第142条に規定する共済掛金期間が令和元年12月31日以前に始まる加入家畜においては病傷事故対象分の診療料金の10分の10を病傷共済金により充当するものとし、初診料1,050円、病傷共済金の累計が年間病傷給付限度額に達した後の診療料金、共済事

故外の診療料金、予防接種代等は、当該家畜を養畜する者から徴収するものとする。

(下呂市家畜受精卵移植等手数料徴収条例の廃止)

3 下呂市家畜受精卵移植等手数料徴収条例(平成18年下呂市条例第54号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

項目	単位	額(円)
休日診療	1回につき	2,500
指示書発行手数料	1通につき	1,000
証明書(診断書・検案書)発行手数料	1通につき	1,000
妊娠鑑定(直腸検査)	1頭につき	共済点数表(※1)「直腸検査」 B点(※2)×10
妊娠鑑定(超音波検査)	1頭につき	共済点数表「超音波検査」 B点×10
分娩介助(※3)	1頭につき	3,500
損害防止医薬品投与技術料	1薬品につき	210
ワクチン接種技術料	1製剤につき	210
非観血去勢	1頭につき	500
観血去勢	1頭につき	1,200
除角	1頭につき	2,000
(血液の検査のための)採血	1頭につき	共済点数表「採血」 B点×10
受精卵移植	1件につき	2,000

受精卵採卵	1 件につき	15,000
車両負担金	1 回につき	共済点数表「往診 500m 以内」 B 点×10
上記の他点数等の定めのない診療		市長が別に定める額

- ※ 1 農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表
- ※ 2 家畜共済診療点数表中 B 種の点数
- ※ 3 難産介助（共済対象）にならない程度の助産・子宮捻転の有無の確認等

下呂市家畜診療等手数料条例要綱

1. 制定理由

令和2年4月から県下の農業共済組合が合併し一組合化することに伴い、これまで飛騨農業共済事務組合に設置されていた家畜診療所が閉鎖されることとなりました。

今後は市が家畜診療業務や家畜伝染病に対する予防業務を継続して行うため、家畜診療等手数料の徴収等について必要な事項を定めるため、当該条例を制定するものです。

2. 概要

- (1) 家畜が診療等を受けた場合の手数料について規定します。共済事故対象の診療料金等については農林水産大臣が定める診療点数等により、1点の単価を10円として算定される額とします。なお、共済事故外の診療料金等については、前述の診療点数を参考に別表に定めた額とします。

別表に定めた共済事故外診療等の金額については、農林水産大臣が定める点数等を参考に算出した金額の他は、農業共済及び南飛騨和牛改良組合が徴収している現行単価を維持しています。

(第2条及び第3条関係)

- (2) 手数料の減免について定めます。

(第4条関係)

- (3) この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

(第5条関係)

- (4) この条例は、令和2年4月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (5) 農業共済制度の改正に伴い、診療費の受益者負担は1割となり従前の初診料は診療費に含まれることとなりました。しかし、共済期間が令和元年12月31日以前に開始となっている家畜については、1年間の共済期間の更新時までは従前の制度（全額共済対応）が適用されるため初診料が必要となります。

(附則第2項関係)

(6) 下呂市家畜受精卵移植等手数料徴収条例に定めた受精卵移植及び受精卵採卵に係る手数料については、本手数料条例に含めたため廃止します。

(附則第3項関係)